

## 東御市地域防災計画の見直しについて

## 1 令和7年度東御市地域防災計画の修正概要について

本年度の東御市地域防災計画の見直しは、以下の項目について修正を行います。

- (1) 長野県地域防災計画の修正に伴う修正
- (2) 市職員、委員等から提出された追加修正

※災害対策基本法では、「地域防災計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」と規定されており、必要に応じ見直しを行います。

## 2 令和7年度の市地域防災計画の主な修正項目

## (1) 長野県地域防災計画の修正に伴う修正

## ① 国の防災基本計画の見直し及び令和6年能登半島地震踏まえた修正

- 避難所の環境改善を図る取組の充実  
パーティション、段ボールベッドの発災初期からの設置、トイレカー等のより快適なトイレ設置への配慮について記載
- 物資調達・輸送体制の整備  
運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員・資機材等の速やかな確保について記載
- 支援・受入体制強化  
応援職員等が宿泊場所として活用可能な施設やスペースのリスト化、派遣職員が現地で自活できる資機材や物資の確保について記載
- 被災地の情報収集及び進入方策  
無人航空機、衛星インターネット等の活用、道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化について記載

## ② その他～最近の施策の進展等・関連する法令の改正を踏まえた修正～

- 新たな総合防災情報システムの活用  
新総合防災情報システム(SOBO-WEB)への災害情報の収集、活用
- 水害対策の強化  
道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化
- 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援  
自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施  
在宅避難者、車中泊避難者に対する情報の提供
- 活動火山対策特別措置法の改正  
「火山防災の日」を活用した防災知識の普及

## (2) 市職員、委員等から提出された追加修正

- ・東日本電信電話(株)から NTT 東日本(株)への名称変更